



情報公開制度・個人情報保護制度のしくみと運用状況を紹介します

☎相談・情報センター☎内線2214・情報推進室☎内線2141

市政情報をご活用ください

情報公開制度のしくみと運用状況

市が収集・作成したさまざまな情報はみなさんの共有財産です。そして、みなさんに市政に参加していただくためには、こうした情報が広く公開されることが必要です。市では、こうした観点から、より開かれた市政運営の実現に向け、情報公開制度的な運用を図っています。

ここでは、市の情報公開制度のしくみと平成19年度の運用状況をお知らせします。

利用できるのは...

市の情報公開制度は、すべての人(法人を含む)が利用できます。平成19年度は表のとおり、情報公開請求がありました。

公開の対象となる情報は...

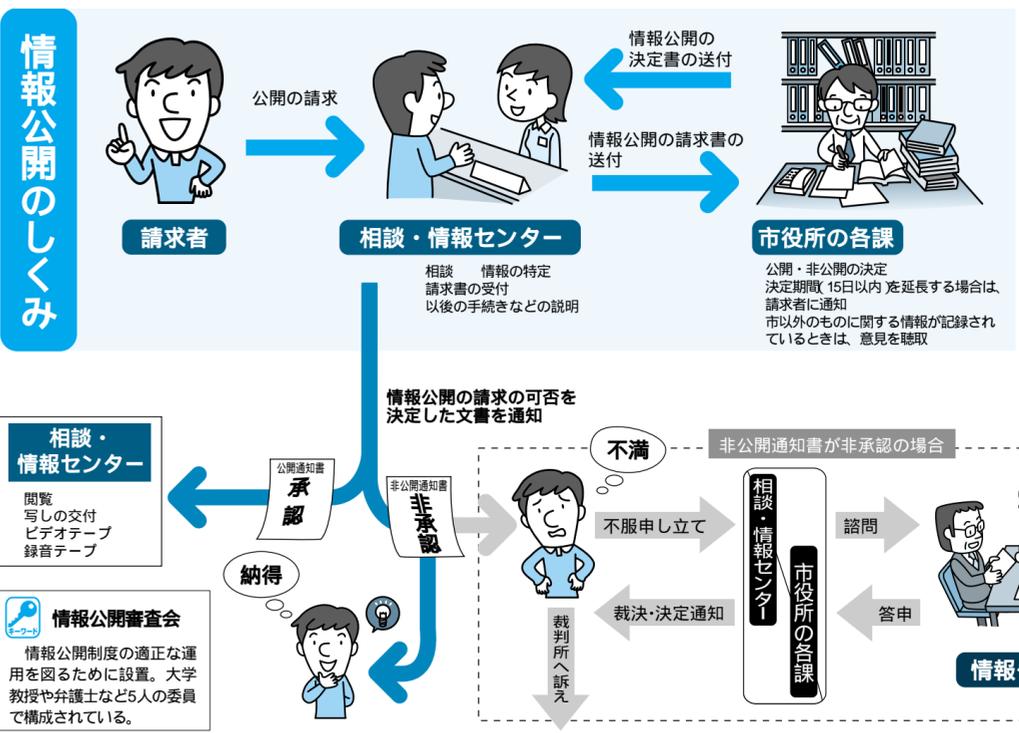
教育委員会や市議会を含む市のすべての組織で作成・受領した情報が、公開の対象となります。平成19年度の請求件数とその処理状況は表のとおりです。

公開できない情報は...

みなさんのプライバシーに関することや企業の営業の秘密は、公開しません。また、市が事業を行うための交渉の方針など、公開することで公正・適正な市政運営が妨げられる情報も、公開しないこととしています。平成19年度の情報公開請求件数とその理由は、表のとおりです。

非公開決定の場合の救済制度は...

情報が公開されなかったことに不満のある場合は、市に不服申し立てをすることができます。市は情報公開審査会に諮問し、審査会では、非公開の決定が適切であったかどうかを審査します。平成19年度は、「建築計画概要書の写し」の非公開決定についての審査を、平成18年度に引き続き4回行いました。



請求件数と内訳

Table with 5 columns: 件数, 市民, 市内法人・団体, 市外在住者, 市外法人・団体

部門別の情報公開請求件数と処理状況

Table with 7 columns: 請求先, 請求, 公開, 一部公開, 非公開, 不存在, 取り下げ, 不服申し立て

1人の請求者が一度に複数の部門に請求する場合があります。表の請求件数とは一致しません。情報公開のしくみとは別に閲覧手続が定められている市政情報への情報公開の請求が1件ありました。

非公開理由の内訳

Table with 2 columns: 非公開理由の内訳, 件数

1件の決定について、複数の非公開理由があるため表の一部公開件数と非公開件数の合計とは一致しません。

みなさんのプライバシーを守るために

個人情報保護制度のしくみと運用状況

市では、みなさんのプライバシーに関する情報を非常に多く保有しています。こうした個人情報を保護するため、市では、収集する個人情報の内容やその利用・管理の方法についてのルール、さらにはご自分の情報がどのように保有されているかを確認するルールを定めています。こうした個人情報保護制度のしくみと平成19年度の運用状況は、次のとおりです。

市はどのような個人情報を保有しているのか...

市役所の各課が、新規事業を始めるときに新たにみなさんの個人情報を収集する場合には、どのような個人情報を、どのような目的で、いつから、どのような形態で、どの課で管理するのかを記載した「個人情報保管等届出書」を作成し、市長のもとに集約しています。そのため、市がどのような個人情報を管理しているかは、この届出書をご覧くださいとわかるしくみとなっています。平成19年度に新たに作成した届出書は、表のとおりです。

個人情報を他の部署や国・東京都が利用することは...

市が保有する個人情報は、たとえ市役所内部の課同士であっても、収集したときの目的を超えて利用すること(目的外利用)は禁止されています。また、国や東京都などの外部の組織に提供すること(外部提供)も禁止されています。

しかし、例外として、法令に基づく場合や個人情報保護委員会の承認を得た場合などには、目的外利用や外部提供を行う場合があります。例えば、みなさんの便宜のために申請書に添付する証明書を省略して、代わりに他の課で保管している台帳を利用する場合や、国や東京都が行う福祉事業に協力するため、個人情報を提供する場合などです。平成19年度の目的外利用と外部提供の状況は、表のとおりです。

自分の個人情報がどのように管理されているのかを知るには...

みなさんが、ご自身の個人情報がどのように管理されているのかを知りたい場合には、個人情報の開示請求を行うことができます。もし、開示された個人情報に誤りがあった場合は、訂正や削除の請求ができます。また、目的外利用を止めさせたい場合には、利用中止の請求を行うことができます。平成19年度の開示請求の状況は、表のとおりです。個人情報の訂正、削除、中止請求はありませんでした。

個人情報保護委員会 table with 2 columns: 個人情報保護委員会, 個人情報を保護するための十分な監視が果たされるよう、個人情報の取り扱いについて審議を行う委員会。公募委員を含む市民5人、弁護士などの学識経験者5人、市議会議員5人で構成されている。

平成19年度の個人情報保管等届出書の内訳

Table with 3 columns: 所管, 届出件数, 届出の主な内容

目的外利用と外部提供の状況

Table with 3 columns: 理由, 目的外利用, 外部提供

開示請求の状況

Table with 5 columns: 請求, 開示, 一部開示, 非開示, 不存在, 不服申し立て

厳しい制限を設け適正に管理しています

コンピューターによる個人情報処理の状況

市では「三鷹市個人情報保護条例」の中でコンピューター処理による個人情報の取り扱いについて、特に厳しい制限を設けて運用を行っています。また、情報セキュリティマネジメントシステムの認証を取得するとともに「三鷹市情報セキュリティ基本方針」などの規程を設け、適正な運用を図っています。

今後も、運用状況を定期的にチェックし、情報セキュリティ対策の継続的な改善に取り組んでいきます。なお、平成20年6月現在で、市がコンピューターによって個人情報を処理している主な業務とそこに記録されている項目は表のとおりです。

平成19年6月以降に追加された業務と主な記録項目

Table with 2 columns: 業務名, 主な記録項目

コンピューター処理の主な業務と記録項目

Table with 2 columns: 業務名, 主な記録項目

電子申請サービスをご利用ください

市では平成17年度から、東京電子自治体共同運営サービスを利用した電子申請の取り扱いを行っています。電子申請サービスでは、利用者登録をしていただくと、みなさんのパソコンから各種の申請や届出を行うことが可能です。平成19年度の利用実績は、下表のとおりです。なお、電子申請にあたってのパソコン環境などの詳細は、東京都電子自治体共同運営サービスのホームページ(☎http://www.e-tokyo.lg.jp/)をご覧ください。

☎情報推進室☎内線2141

平成19年度の電子申請利用実績

Table with 3 columns: 担当部署, 申請内容, 合計

住民基本台帳ネットワークシステムなどの運用状況

住民基本台帳ネットワークシステムは、各市区町村が保有しているみなさんの住民基本台帳情報のうち、氏名、住所、生年月日、性別、住民票コードといった基礎的な情報を全国的にコンピューターでネットワーク化し、さまざまな行政機関が本人確認をする必要があるときに参照できるようにしたものです。これによって、パスポートの申請や年金の現況届など、今まで行政機関への申請や届出の際に必要とされていた住民票の提出が不要になりました。

市では、みなさんから届け出ていただいた住民基本台帳情報の変更などを、住民基本台帳ネットワークシステムに反映させる作業を行っており、平成19年度は、別表のとおり1日約200件の更新処理を行いました。また、住民基本台帳カードの交付件数や、同カードによる電子証明書の交付件数は、別表のとおりです。

平成19年度の住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報更新処理件数

Table with 3 columns: 年月, 更新処理件数, 1日あたり件数

住民基本台帳カード交付件数

Table with 4 columns: 年度, 住民基本台帳カード交付件数, 住民票の写しの広域交付件数, 電子証明書交付件数